

笠置町監査委員告示第4号

地方自治法第199条の規定に基づく監査結果の公表について

令和8年3月27日

笠置町監査委員 東 達廣

同 向出 健

定期監査の結果について

地方自治法第199条第1項に規定する定期監査を実施したので、同条第9項の規定により下記のとおり公表する。

記

以上

1. 監査を実施した日時等

日 時 令和8年1月29日(木)
午前9時30分から午前10時19分まで
場 所 笠置町役場2階 議員控室
監 査 対 象 1. 令和7年度予算の事業執行状況について

2. 監査内容

過去の定期監査において監査委員より指摘した事項に対する対応状況及び令和7年度予算執行に向けた考え方を伺うべく本監査を実施した。

3. 監査等結果

本監査において意見した主な内容等について、以下のとおり記す。

① 令和7年度予算の事業執行状況について

総務財政課では、令和7年度に国が進める大きな事業である自治体情報システム標準化

を無事に完了された。自治体情報システム標準化とは、これまで自治体毎で異なっていた基幹システムを統一化し、行政サービスのクラウド化を実現するものである。ただし、ランニングコストの増大が予想されるので、町の財政状況等を踏まえながら国や京都府との調整を重ね、今後の見通しも注視されたい。起業人制度を活用し、専門職の方の知見をいただくのは非常に有意義なことであるので、今後も多岐に渡り活用されたい。財政難な中で、費用対効果等を踏まえ取捨選択が迫られることもあるが、インフラ等将来の住民の生活にとって必要不可欠なところの対策を強化しつつ今後の町の発展に努められたい。

以 上